

自殺対策強化月間に向けて

自殺対策基本法では、3月を「自殺対策強化月間」と位置付けています。

厚生労働省では、ポスターの掲示、インターネット広告等の啓発活動等を集中的に展開するとともに、相談支援体制を拡充します。

この月間を通じ、国民お一人お一人が、自殺対策について、理解と関心を持っていただけるよう取り組んでいきたいと思えます。

どうかひとりで悩みを抱え込まずに、まずはご家族やご友人、職場の同僚など、身近な人に一言相談してください。

もし、ご家族、友人、同僚など、身近な人の様子がいつもと違うと感じた場合には、じっくりと耳を傾け、支援先につなげ、温かく見守るといった意識と行動が重要です。

悩みを抱える方が周りの誰かに一言相談できるよう、受け止める社会にしていきたいと思えます。

令和4年2月25日

厚生労働大臣 後藤 茂之